

「大館市樹海体育館」ネーミングライツ・パートナー候補者選定基準

ネーミングライツ・パートナー候補者の選定に際し、申込書類に基づき、大館市教育委員会ネーミングライツ審査委員会が、以下の基準により、審査及び総合評価を行います。

1 審査方法

(1) 応募資格等審査

申込書類を受理された者が「大館市樹海体育館」ネーミングライツ・パートナー募集要項「4. 応募資格」を満たしていること及び提案された別称案が募集要項5の(1)の「命名権の内容」を満たしていることを確認します。

応募資格等を満たしていないと判断された場合は、失格となります。

(2) 総合評価

審査委員会の各委員は、「(1) 応募資格等審査」の審査の結果、応募資格等を満たしていると判断された応募者を対象として総合評価を行い、2に掲げる審査項目に基づき点数化します。

応募者が1者のみの場合は、各審査委員の点数を合算し、配点合計の6割以上の得点となった応募者を候補者として選定します。ただし、応募金額が募集要項5の(2)の命名権料(契約希望金額)と比較して著しく低額の場合は選定しない場合があります。

応募者が複数の場合は、各審査委員の点数を合算し、合計が最も高い者をパートナーの優先候補者とし、次に高い者を次点候補者とします。この方法により、応募資格等を満たしているすべての応募者の順位を決定します。

2 審査項目、審査基準及び配点

審査項目	審査基準	配点
応募企業	・ 応募企業の経営は健全か ・ 地域社会への貢献度はどうか	30
応募の趣旨	・ ネーミングライツの目的に沿っているか	10
別称	・ 市民に親しみやすく、呼びやすいものか ・ 施設の管理運営に支障は生じないか ・ 施設を利用する競技団体等の活動に支障は生じないか	20
応募金額	・ 応募金額は妥当か	40
合計		100

3 評価基準

(1) 応募金額を除く審査項目

評価	評価基準	算出方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.80
C	標準的である	配点×0.60
D	やや劣る	配点×0.40
E	劣る	配点×0.20

(2) 応募金額

応募金額が最高の者を1位として40点を付与し、2位以下は、その応募金額を1位の金額で除して算出した率を40点に乗じて得た点数を付与します(小数点以下四捨五入)。